第１号様式（第３条第２項）

**千葉県ＳＤＧｓシンボルマーク使用届出書**

　　年　　月　　日

千葉県知事　　　　　　宛

　　　　　　　　　　　　　＜申込者＞

　　　　　　　　　　　　　ちばＳＤＧｓパートナー登録番号

住所（所在地）

　　　　　　　　　　　　　企業・団体等名称

　　　　　　　　　　　　　代表者 職・氏名

ちばＳＤＧｓパートナーとして、「千葉県ＳＤＧｓシンボルマーク」を使用したいので、下記のとおり届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 使用対象 |  |
| 使用目的 | （どちらか選択）１　ＳＤＧｓに関する活動を広く広報する目的２　ＳＤＧｓを普及・啓発する目的 |
| 使用方法 |  |
| 使用開始年月日 | 　　　　年　　月　　日※ちばＳＤＧｓパートナーとして登録されている期間の範囲内であること。 |
| 使用場所 |  |
| 製造個数 |  |

＜連絡先＞

担当者名・電話番号

＜添付書類＞

1. 企画書（レイアウト、設計図等、使用方法がわかるもの）
2. その他

　次の１及び２のいずれかに該当すると認められた場合又は次の３の遵守事項のいずれかに違反した場合は、直ちに是正又は使用を中止することを誓約いたします。

　　　　　　　　　　　　　企業・団体等名称

　　　　　　　　　　　　　代表者 職・氏名

１（１）商品、景品、商品等のパッケージ、広告、サービス等、収益を上げることを目的として作成し、若しくは提供される物品又はサービスにシンボルマークを使用すること。

（２）シンボルマークを商品やサービスに一定の品質、効能を有するように使用する　こと。

（３）シンボルマークにより商品やサービスに一定の認証があるように使用すること。

（４）その他消費者等の誤解を生む使用方法や法令等に違反する方法で使用すること。

２（１）千葉県の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのある　　　とき。

（２）法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。

（３）特定の政治家等の個人、政党又は宗教団体を支援するものであるとき、あるいは これらを支援又は公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。

（４）「チーバくん」のイメージを損なうおそれのあるとき。

（５）その他、知事が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不適当と　認めるとき。

３（１）届け出た内容により使用すること。

（２）届け出た内容に基づくシンボルマークの使用権は、これを譲渡し、又は転貸　　　しないこと。

（３）千葉県ＳＤＧｓシンボルマークガイドラインに従って使用すること。

（４）原則として物品には「千葉県マスコットキャラクター　チーバくん」と標記を　　付すこと。

（５）原則として物品にはちばＳＤＧｓパートナーの登録番号を付すこと。